

おきなわ工芸の杜「貸し工房」令和8年度入居者募集要項

この要項は、おきなわ工芸の杜「貸し工房」の入居者募集にあたって、応募者及び応募方法に関する必要な事項を定めるものです。

1 施設所在地

名 称 おきなわ工芸の杜
所 在 地 沖縄県豊見城市豊見城 1114 番 1

2 募集部屋及び料金

貸し工房 4 室

貸し工房A-04	(1 室)	22 m ²	(1 室 月額 11,880 円)
貸し工房C-03	(1 室)	23 m ²	(1 室 月額 12,420 円)
貸し工房C-06	(1 室)	25 m ²	(1 室 月額 13,500 円)
貸し工房E-02	(1 室)	40 m ²	(1 室 月額 21,600 円)

※貸し工房Eは工芸従事者ではなく工芸産業の振興に係る事業を行う企業・団体が入居対象です。

※各工房の配置等は必ず現場にて（原則として室外から）ご確認ください。

設 備 コンセント（単相 100V 吊下、壁）
空調（個別空調）
内線電話
流し台

使用時間 24 時間利用可能（ただし、館内共有スペースについては開館時間外の使用はできません）

その他

- ・駐車場は、指定管理者から許可を得た車両を駐車可能です。
- ・電気料金、水道料金は各部屋の子メーターで使用状況を確認し、徴収します。
- ・工房内の清掃は入居者にて行ってください。
- ・工房から出るゴミ処理に係る費用は共益費（一人目月額 1,000 円、二人目から月額 500 円）として徴収します。
- ・電話回線、インターネット回線は自己負担で設置可能（配管設置済）です。
- ・工房内での火気の使用については事前に報告し、指定管理者の許可を得て下さい。
- ・工芸の杜敷地内は禁煙です。
- ・指定管理者から工房運営に関する支援を受けることができます。
- ・おきなわ工芸の杜の「共同工房」（各種機器あり）、「多目的室」、「企画展示室」等は必要
な手続きを経て予約・利用することが可能です（有料）。

3 応募資格（入居対象）

以下の（１）、（２）のうちいずれかを入居対象とします。

（１）工芸品製作を行う事業者（貸し工房A、B、C）

次の要件にすべて該当する個人又は団体であること。

- ・ 工芸事業者として沖縄県内で創業を予定している又は創業概ね 10 年以内（入居時点）の県内在住者または団体であること。

※入居時点で沖縄県内に登記のある法人、個人の場合は沖縄県内に住民票がある者であること。

- ・ 工芸品を製作する技術（沖縄県工芸振興センターの工芸研修の修了生と同等、またはそれ以上）を有していること。

※本要項における工芸品とは、国指定伝統的工芸品または県指定伝統工芸製品（喜如嘉の芭蕉布、知花花織、読谷山花織、読谷山ミンサー、琉球びんがた、首里織、琉球緋、南風原花織、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山ミンサー、与那国織、三線、壺屋焼、琉球漆器、琉球ガラス）。あるいは、沖縄の伝統的技法、デザイン、地域の自然素材や原材料のいずれかを活用して手仕事により製作されたものをいう。

- ・ おきなわ工芸の杜の目的・役割を理解していること。※詳細は「16 評価項目」(6)をご参照ください

＜おきなわ工芸の杜 貸し工房の役割＞

おきなわ工芸の杜 貸し工房は、創業予定または創業から 10 年以内の工芸従事者が自立し安定的な事業を実施するための基盤構築および事業推進を図るための場という役割に加え、おきなわの工芸を多くの方に知っていただくための情報発信の場としての役割があります。貸し工房には屋内側・屋外側それぞれに出入口があり、どちらもガラス張りとなっていますが、これは来館者が貸し工房でのものづくりの様子や製品・道具等を部屋の外からも見学できるようにする目的があります。

- ・ 貸し工房の利用期間終了後、沖縄県内で引き続き事業を行う意思を有する者であること。
- ・ 入居期間中の工房運営が可能な資金計画があること。
- ・ 沖縄県内の工芸産業の活性化に寄与する活動を行う意欲がある者であること。
- ・ 国税・県税・市町村民税を滞納していないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員等に該当しておらず、該当者と関わりを持っていないこと。

(2) 工芸従事者の支援を行う団体（貸し工房 E）

次の要件に全て該当する団体であること。

- ・ 沖縄県または県工芸振興センターが発注する工芸関連事業の受託者あるいは工芸産業関連の業界団体であること。
- ・ 沖縄県内の工芸産業の活性化に寄与する活動を行う意欲がある者であること。
- ・ 国税・県税・市町村民税を滞納していないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員等に該当しておらず、該当者と関わりを持っていないこと。

4 入居期間

- ・ 貸し工房の利用許可の期間は 1 年です。
- ・ 1 年ごとに貸し工房及び体験工房入居者選考委員会により事業の進捗状況および翌年以降の事業計画等を審査の上、入居更新の可否を決定します。
- ・ 更新申請は 2 回まで可能です。

※おきなわ工芸の杜の設置や管理については沖縄県により「おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例」、「おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則」が定められております。併せてご確認ください。

5 利用条件

- ・ 県の施策における関連事業等にできる限り協力すること。
- ・ おきなわ工芸の杜主催の事業、イベント等にできる限り協力すること。
- ・ 施設の見学、視察、自室での商品展示、取材等にできる限り協力すること。
- ・ 振動、音、悪臭の発生など、施設利用者や来館者等に迷惑をかけないこと。
- ・ 施設の設置目的に合致しない利用はしないこと。
- ・ 年1回、指定管理者に事業実績報告書を提出すること。
- ・ 施設利用終了後2年間、指定管理者に事業報告書を提出すること。

6 退去条件

以下の事由に該当した場合は、退去となることがあります。

- ・ 事業が安定し支援が不要と認められるとき。
- ・ 業績が著しく悪化していると認められ、指導や支援があっても改善しないとき。
- ・ 正当な理由なく事業計画を実施せず、指導や支援があっても改善しないとき。
- ・ 事業報告書を提出しない、又は著しく内容に不備があるとき。
- ・ 事業内容に問題がある等、自立の見込みが立たず、指導や支援があっても改善が見られないとき。
- ・ 正当な理由なく、施設運営やイベント等への参加・協力が見られないとき。
- ・ 施設の利用頻度が低い場合。

7 入居取消要件

以下の事由に該当した場合は、入居の許可取消となります。

- ・ 施設や設備を故意に損傷したとき（事故、火災などを起こした場合も含む）
- ・ 正当な理由なく1ヶ月以上施設を使用しない場合。
- ・ 偽りその他不正行為により利用許可を受けたことが判明したとき。
- ・ 使用料や光熱水費等を正当な理由なく3ヶ月以上滞納したとき。
- ・ 条例、規則、県知事の指示に違反したとき。
- ・ 施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
- ・ 指定管理者の施設運営に支障を来す事業運営を行っているとき。

8 募集期間

令和7年10月1日（水）～令和7年12月10日（水）

【相談期間（要予約）】10月1日（水）～12月8日（月）9：00～18：00

【申請書類 受付期間】12月9日（火）～12月10日（水）9：00～18：00

9 入居内定者の決定方法

- ・ 一次審査 書類審査
- ・ 二次審査 プレゼン審査

- 10 入居許可
- ・許可日は、令和8年4月1日以降を予定しています。入居日は、許可日以降です。
 - ・許可は賃貸借契約ではなく、利用許可となります。
- 11 施設利用
- ・トイレは共用です（開館時間外は外のトイレを利用してください）。
 - ・共同工房（附属機器等含む）、エントランスホール、多目的室、企画展示室は有料で利用可能です。
 - ・郵便や配達物の受取は全て工房毎の管理責任となります（指定管理室で受取代行等は原則行いません）。
- 12 支援（予定）
- 入居者に対して次のような支援を予定しています。
- ・工房運営に関する支援
 - ・貸し工房入居者間の交流
 - ・セミナー等の開催
 - ・異業種、他分野の事業者等との交流、情報交換
- 13 スケジュール
- 10月1日（水）募集開始
- 10月1日（水）～12月8日（月） 相談期間 **※事前相談（面談）1回以上必須**
- 12月9日（火）～12月10日（水） 申請書類受付期間
- 12月中旬 一次審査（書類審査）
- 12月下旬～1月中旬 二次審査（プレゼン審査）
- 1月下旬～2月下旬 入居予定者決定
- 4月1日以降 入居開始
- 14 提出書類 **※電子ファイルをメールでご提出ください。**
- (1) 提出書類チェックシート（提出前に各自で確認の上、☒をつけてください。）
- (2) 様式1～様式7（**※手書き不可**。PC等を使用しMicrosoft Office 又は互換ソフトで作成してください。）
- ※貸し工房Eの申請者は様式1～様式6
- (3) 誓約書
- (4) 沖縄の工芸技術および沖縄の工芸品（自社商品）の概要が分かるもの（写真、カタログ等）
- (5) 添付書類
- ① 直近1期分の国税・県税・市町村民税の納税証明書（個人・法人を問わず3種類）
- 証明書の取得については 7～8 ページの「19（参考）納税証明書の取得について」をご確認ください。国税は個人の方は「その3の2」、法人は「その3の3」を取得してください。また、個人の方の県税および市町村民税の納税証明書は「滞納のない証明」で可。
- ② 定款
- 個人事業者の場合「個人事業の開業届出書（税務署受付印のあるもの）」の写し
開業届を提出していない個人は提出不要
- ③ 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し

個人事業者の場合は「所得税青色申告決算書(税務署受付印のあるもの、e-Tax で申請している場合は受信通知)」の写し ※白色申告の方は「収支内訳書(2ページ分)」の写し
開業届を提出していない個人は提出不要

④ 所在地確認資料

- ・法人：登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ・個人事業主：添付書類②で提出いただく開業届で所在地を確認します。
- ・開業届を提出していない個人：住民票

⑤ その他説明資料

事業概要、事業計画等、さらに詳しい説明資料を添付しても構いません。

15 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、募集要項をよくお読みください。
- (2) 作成書類はPC 等を使用して記入してください。Word や Excel で開けないなど提出書類に不備がある場合は不受理又は審査で不採用とする場合があります（例：拡張子が Pages、Numbers で保存されているデータ）。
- (3) **提出書類（添付書類含む）は A4 サイズの電子ファイル※をご提出ください。**
※電子ファイルは、申請書類受付期間内にメールでご提出ください。
※行政機関から発行された書類等はスキャナーまたはデジタルカメラ（スマートフォン）等で電子ファイルに変換してください（A4 サイズで印刷した際に文字等が判別できる解像度としてください）。
※電子ファイル毎に提出書類の番号と名前を付けた上で、全ての提出物を 1 つのフォルダに格納し、Zip ファイル等で提出してください（複数ファイルを添付したり複数回に分けて送ったりしないようご注意ください）。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) **相談期間終了日までに「様式 1～7」または「入居申請相談シート」を作成した上で事前相談が 1 回以上必須**です。
- (6) 事前相談を実施していない者の申請書類は受理しません。

16 評価項目（貸し工房）

(1) 事業内容

- ・入居後の事業について、理念、コンセプト、主要商品、販売先、販売方法などは十分な実績によるものか（これから取り組もうとする場合、十分検討されたことがうかがえる内容か）。
- ・製品の特徴や強みが競合に太刀打ちしうることが期待できるものか。
- ・事業目標や収支計画の内容が製品の強みや事業の内容と整合性があるか。

(2) 将来性

- ・事業内容についての将来性やビジネス性が期待できるか。

(3) 能力

- ・事業を遂行する能力を備えているか。
- ・事業を継続して取り組むことが期待できるか。
- ・製品制作技術は十分か。

(4) 体制及び資金計画等

- ・事業を遂行可能な体制か。

- ・事業を遂行する意欲があるか。
- ・事業の遂行に必要な資金確保に問題はないか。

(5) 県内工芸産業への貢献

- ・沖縄の工芸産業の振興に寄与することが期待できるか。
- ・取り組む事業によって、沖縄の工芸産業の振興に貢献することが期待できるか。
- ・県、工芸の杜及び工芸関連団体の取り組みに沿った活動や協力など、県内工芸産業の持続的発展に寄与することが期待できるか。

(6) 加点項目

- ・貸し工房の役割を理解した工房利用計画となっているか。
- ・11時～16時まで主におきなわ工芸の杜で活動することを「出勤」と定義した場合に、年間の出勤日数が6割（年間240日とした場合144日）以上、かつ土曜日、日曜日、祝日の出勤日数が7割（年間120日とした場合84日）以上の計画となっている方はその割合に応じて加点する。
※工芸従事者として外勤の必要がある場合、またはやむを得ない事情がある場合などは、事前に指定管理者へ申し出た上で相当の理由が認められた際は該当期間の日数を免除するものとする（急病・事故等の場合は連絡可能となり次第）。
- 外勤の例：工芸従事者としてPOPUP イベント等へ出店する場合、原材料を調達しに行く場合、商談や工房運営に必要な用件がある場合等
- やむを得ない事情の例：冠婚葬祭（親族、役員・従業員等）、産休・育休、体調不調、災害時等
※計画時に提示した日数は、入居更新審査会において実績との乖離がなかったか審査されますので、現時点で考え得る正確な計画をご作成ください。

加点	出勤日数	土日祝日の出勤
10点	80%以上（192日以上）	80%以上（96日以上）
7点	70%以上（168日以上）	80%以上（96日以上）
3点	60%以上（144日以上）	70%以上（84日以上）

※出勤日数は、年間所定労働日数を240日として算出します。

※土日祝日の出勤は、最大120日として算出します。

17 個人情報の扱い

- (1) 申請書類は適正に取り扱います。
- (2) 入居決定者の申請書は、入居後の支援等にも使用します。
- (3) 審査の結果入居できなかった場合の提出書類は、審査終了後に破棄します。

18 申請書類提出先・問合せ先

〒901-0241 沖縄県豊見城市字豊見城 1114 番 1

おきなわ工芸の杜 指定管理室

電話：098-987-0467

E-mail：info@okinawa-kougeinomori.jp

19 (参考)納税証明書の取得について

表 証明が必要な税目一覧

税金の種類	証明が必要な税目	
	個人事業者	法人
国税	・ 所得税及復興特別所得税 ・ 消費税及地方消費税 (証明書の種類「様式その3-2」)	・ 法人税 ・ 消費税及地方消費税 (証明書の種類「様式その3-3」)
県税	・ 個人事業税	・ 法人県民税 ・ 法人事業税
市町村民税	・ 市町村民税及県民税	・ 法人市町村民税

(1) 証明書の発行場所

税金の種類	証明書を発行する場所	
	個人事業者	法人
国税(※1)	管轄の国税事務所	管轄の国税事務所
県税(※2)	管轄の県税事務所	管轄の県税事務所
市町村民税	各市町村役場の税務関連部署	各市町村役場の税務関連部署

国税事務所一覧

税務署名	所在地	TEL	管轄地域
那覇税務署	〒900-8543 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	(098) 867-3101	那覇市の一部、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町・与那原町・南風原町
北那覇税務署	〒901-2550 浦添市宮城5丁目6番12号	(098) 877-1324	那覇市の一部、浦添市、西原町、久米島町・渡嘉敷村・座間味村・粟国村・渡名喜村・南大東村・北大東村
沖縄税務署	〒904-2193 沖縄市東2丁目1番1号	(098) 938-0031	宜野湾市、沖縄市、うるま市、中城村・北中城村・嘉手納町・北谷町・読谷村
名護税務署	〒905-8668 名護市東江4丁目10番1号	(0980) 52-2920	名護市、国頭郡、伊平屋村・伊是名村
宮古島税務署	〒906-8601 宮古島市平良字東仲宗根807番地の7	(0980) 72-4874	宮古島市、宮古郡
石垣税務署	〒907-8502 石垣市字登野城8番地	(0980) 82-3074	石垣市、八重山郡

県税事務所一覧

部署名	所在地	TEL	管轄地域(市町村名五十音順)
那覇 県税事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37 (沖縄県南部合同庁舎 2・3 階)	(098) 867-1066	粟国村、糸満市、浦添市、北大東村、久米島町、 座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、豊見城市、那覇市、 南城市、西原町、南風原町、南大東村、八重瀬町、 与那原町
コザ 県税事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1 丁目 6 番 34 号 (沖縄県中部合同庁舎 1 階)	(098) 894-6500	うるま市、沖縄市、嘉手納町、北中城村、宜野湾市、 北谷町、中城村、読谷村
名護 県税事務所	〒905-0015 名護市大南 1 丁目 13 番 11 号 (沖縄県北部合同庁舎 1 階)	(0980) 52-2170	伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、恩納村、 宜野座村、金武町、国頭村、今帰仁村、名護市、東 村、本部町
宮古事務所 県税課	〒906-0012 宮古島市平良字西里 1125 (沖縄県宮古合同庁舎 1 階)	(0980) 72-2553	多良間村、宮古島市
八重山事務所 県税課	〒907-0002 石垣市字真栄里 438-1 (沖縄県八重山合同庁舎 1 階)	(0980) 82-3045	石垣市、竹富町、与那国町

(2) 証明書の請求方法

	窓口	郵送	オンライン
国税 国税事務所 へ請求	[必要書類] 1. 必要事項を記載した納税証明書 交付請求書 2. 手数料の金額に相当する収 入印紙又は現金 3. 本人確認書類及び番号確認 書類 (1) 本人(法人の場合代表本人)である ことを確認できる確認書類(運転免 許証等) (2) 本人の番号確認書類 (個人番号カード又は通知カード 等) ※ 法人の場合は不要 4. 本人の印鑑(法人の場合は代 表者の印鑑)	[必要書類] 1. 必要事項を記載した納税証明書 交付請求書 2. 手数料金額に相当する収入印紙 ※ 請求書に収入印紙 400 円を添付。印 紙には消印はしないこと。 3. 所要の切手を貼った返信用封筒 ※ 送付先住所氏名を記載すること。 4. 本人確認書類写し及び番号確認 書類の写し (1) 本人であることを確認できる確認書類 (運転免許証等) (2) 本人の番号確認書類(個人番号カー ド又は通知カード等) ※ 法人はいずれも不要。	国税庁 HP[納税証明書の交 付請求について]をご確認ください。 www.e-tax.nta.go.jp/ tetsuzuki/shomei_index.htm
県税 県税事務所 へ請求	[必要書類] 1. 必要事項を記入した納税証明 交付請求書 2. 交付手数料の金額に相当す る沖縄県証紙 3. 窓口に来所した本人の公的機 関の発行した身分証明書	[必要書類] 1. 必要事項を記入した納税証明交 付請求書 2. 交付手数料の金額に相当する沖 縄県証紙(収入印紙不可) 3. 所要の金額の切手を貼った返信 用封筒 ※ 送付先住所氏名を記載すること。 4. 公的機関の発行した身分証明書 の写し(個人の場合)	請求不可
市町村民税 役場の税務関連 部署へ請求	市町村によって請求方法が異なります。 ※各市町村役場の税務関連部署にお問合せください。 ※証明期間は個人の場合「直近 1 年分」、法人の場合「直近事業年度決算分」でお願いします。		

※詳細や請求が本人(法人の場合は代表者)以外の場合は各請求先へお問い合わせください。